

亀山市こどもがかがやくまち条例をここに公布する。

令和8年6月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

## 亀山市こどもがかがやくまち条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第3条）

#### 第2章 こどもの権利（第4条—第8条）

#### 第3章 こどもの権利を保障する者の責務（第9条—第14条）

#### 第4章 基本的な施策等（第15条—第20条）

#### 第5章 施策の推進体制（第21条・第22条）

#### 第6章 雑則（第23条）

#### 附則

こどもは、かけがえのない存在であり、その権利は、最大限に保障されなければなりません。

こどもが幸せでいることは、わたしたちにとって最高に幸せなことです。

こどもがかがやくまち

それは、全ての市民が暮らしやすいまちです。

こどもが自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

こどもが意見を言い、実行できるまちであること

こどもがつまずいても、やり直すことができるまちであること

こどもが一人の人間として尊重されるまちであること

こどもが生まれた環境や障がいの有無によって差別されないまちであること

わたしたちのまちは、このようなまちであるべきです。

わたしたちは、かけがえのないこどもが幸せでいられるために、行動しなければなりません。

こどもも大人も「こどもの権利」を理解し、共有し、こどもたちがその可能性を無

限に広げ、全てのこどもの幸せのために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの自主性を尊重し、こどもの持つ権利を保障することで、こども施策を総合的に推進し、こどもが安心して暮らすことができるこどもがかがやくまちの実現を目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続きこども施策の対象とする必要がある者を含みます。
- (2) こども施策 こども基本法第2条第2項に規定されているこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいいます。
- (5) 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する立場の者をいいます。
- (6) 地域住民等 地域の住民又は地域で活動を行う団体をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいいます。

### (基本理念)

第3条 こどもが安心して暮らすことができるまちの実現には、次に掲げる理念を基本として進めなければなりません。

- (1) こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) こどもにとって最善であることを第一に考えること。
- (3) こどもの成長及び発達に配慮すること。
- (4) こどもは、あらゆる差別をされないこと。
- (5) こどもが自分の意見又は考えを表明する機会を保障すること。

## 第2章 こどもの権利

(こどもの大切な権利)

第4条 この章に規定される権利は、こどもが人間として成長し、学び、一人の人間として生きる上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られること。
- (2) 安全な環境で生活ができること。
- (3) 発達段階に応じた生活ができること。
- (4) 成長に応じて十分な質及び量の食べ物を得ることができること。
- (5) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (6) 個性及び他の人との違いが認められること。
- (7) 困っていること又は不安に思っていることについて相談できること。
- (8) 安全で安心して過ごすことができる居場所があること。
- (9) 必要な医療又は適切な保健サービスを受けられること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 こどもは、のびのびと豊かに育つために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) それぞれの個性又は発達に合わせて教育を受けられること。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 休息すること。
- (5) 様々な人と触れ合うこと。
- (6) 自然と触れ合うこと。
- (7) 社会活動又は文化活動に参加すること。

(一人ひとりが守られ尊重される権利)

第7条 こどもは、一人ひとりが守られ尊重されるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) ありのままの自分でいられること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力又は犯罪等から守られること。

- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 国籍、性の在り方、障がいの有無等、どのような理由でも差別を受けないこと。
- (5) 名誉又は信用が傷つけられないこと。
- (6) 育つことを妨げる状況から保護されること。

(参加する権利)

第8条 こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考えを表明することができ、そのことが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と活動できること。
- (3) 多様な活動に参加できること。
- (4) 参加するために必要な支援が受けられること。

### 第3章 こどもの権利を保障する者の責務

(市の責務)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、こども施策を実施しなければなりません。

2 市は、こども施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

(市民の責務)

第10条 市民は、こどもが権利の主体であることを理解し、こどもが安心して暮らすことができるまちの実現に向けた市のこども施策に協力するよう努めなければなりません。

(学校等関係者の責務)

第11条 学校等関係者は、こども一人ひとりの発達段階に応じ、こどもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等からこどもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携するよう努めなければなりません。

3 学校等関係者は、こども一人ひとりの発達段階に応じ、こどもがこどもの権利につ

いて理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

#### (保護者の責務)

第12条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は、保護者が有することを自覚し、こどもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、こどもの健やかな育ちのため、こどもにとっての最善の方法を考え、こども一人ひとりの発達段階に応じた養育に努めなければなりません。

#### (地域住民等の責務)

第13条 地域住民等は、こどもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力又は犯罪等からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民等は、こどもが地域社会の一員であることを認識し、こどもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。

#### (事業者の責務)

第14条 事業者は、その事業活動において市が行うこども施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

2 事業者は、こどもを養育する従業者が、子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作るよう努めなければなりません。

### 第4章 基本的な施策等

#### (こどもの居場所づくり)

第15条 市、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して過ごすことができ、集まって様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めるものとしします。

#### (子育て家庭等の支援)

第16条 市は、誰もが安心して子育てしやすい環境を整備し、こども及びその家庭の状況に応じた必要な支援を行うものとしします。

2 市は、障がいがあるこども、経済的に困難な状況にあるこどもその他の困難を抱え

ているこども及びその家庭に対して、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者と連携協力し、必要な支援を行うものとします。

(情報発信)

第17条 市は、こども施策、地域活動その他のこどもに関わる活動へのこどもの参画を促進するため、必要な情報を分かりやすく発信するものとします。

(相談体制)

第18条 市は、こどもがその権利を適切に行使することによって、その権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかにこども及び保護者等が相談することができるよう、相談体制を整備しなければなりません。

(権利侵害の救済)

第19条 市は、権利の侵害を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するため、必要な措置を講じなければなりません。

2 学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者は、前項の規定により市が講ずる措置に協力するよう努めなければなりません。

(こどもの権利救済委員会の設置)

第20条 市は、こどもの権利の侵害を受けたこどもに対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、亀山市こどもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設置します。

2 救済委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) こどもの権利の救済及び回復が図られないこども又はその関係者から受けた申立てについて、必要な調査又は調整を行うこと。

(2) こどもが権利の侵害を受けていると認めるときにおいて、必要な調査又は救済のための調整を行うこと。

3 救済委員会は、こどもの権利に関する重要な事項について、市に建議することができます。

4 救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 第5章 施策の推進体制

(基本計画)

第21条 市は、こども施策の推進に際しこどもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定するものとします。

- 2 基本計画には、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画を位置付けます。
- 3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとします。
- 4 議会は、基本計画の推進状況を監視し、及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとします。
- 5 市は、議会が行う提言等に対する結果を取りまとめ、公表するとともに、こども施策への反映に努めるものとします。

(推進体制)

第22条 市は、こどもの権利を保障する観点からこども施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとします。

## 第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行します。ただし、第20条の規定は、この条例の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。